

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-10）

2. 日時

令和2年12月25日（金）13時20分～14時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与、上出安全審査官

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長、他9名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：6次申請第1回補正に対するコメントへの対応状況

資料2：6次申請第1回補正と12月18日面談コメント反映案の比較（速報版）

資料3：6次申請第1回補正と12月18日面談コメント反映案の比較（追加版）

資料4：添付資料1&2

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁アリタです。それではただいまより三菱原子燃料の6次設工認の面談を始めます。本日の面談は、令和2年8月3日付で申請があり、10月30日に第1回補正になった第6次申請についての
0:00:21	第6次設工認申請についての面談で、
0:00:25	内容としては以下のものを予定しております。まず一つ目、前回確認した
0:00:30	内容として、
0:00:33	設備、設備の外部衝撃と非常用電源、建物の外部衝撃と非常用電源、通信連絡、放射線管理、これらについての事実確認について、本日の配付資料で回答もらっておりますので、それを踏まえた追加の
0:00:50	事実確認を行います。
0:00:52	続きまして、
0:00:55	今回新たに指摘する内容としまして、安全機能の特に設計基準事故に係るもの。
0:01:03	それに絡んでインターロックと警報に関わるもの。
0:01:06	そして工事の方法と検査、これらについての指摘を行います。最後にこれまでの面談で取り扱ったもろもろの条項について、追加の事実確認があれば行っていきます。
0:01:23	それではまず、前回指摘した外部衝撃の非常用電源についての回答もらってす。それを踏まえた追加のコメントを行いたいと思います。
0:01:41	規制庁カミデです。まずは前回コメントの回答として、外部衝撃と、あと、あわせて耐震関係でもコメント回答をいただいでいて、追加のコメントがありますので私の方からその
0:01:58	5点について確認します。
0:02:02	まず1点目が、外部衝撃についてですけれども、
0:02:07	コメントの2752番なのですが、反映案の107ページ、1.2.4.33のなお書きについて、記載意図を確認したいと思います。この記載は、パネルのうち、
0:02:24	その内部に閉じ込め機能を有する機器を内包する設備のパネルというものについては、当該内部機器について、竜巻に対する健全性を確認するため、
0:02:39	その外側のパネルは評価対象外にするという意図なのかと言う点で、そうであればその旨がわかるように適正化してください。
0:02:51	次に2点目ですけれども、耐震のコメント回答の
0:02:56	2753番ですが、地震インターロックのケーブルの電線管について、

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:04	このケーブルは地震発生時の動作を期待するものです。また、地震が発生してもケーブルに対する防火機能ですね、を維持できる設計であることが必要であるため、その旨をですね、
0:03:23	申請書で言うと 5212 ページに 11.3 の設 7 の設計番号の説明がありますけども、そういった辺りに示すなどして、明らかにするようにしてください。
0:03:36	次 3 点目ですけども、コメント回答の 2773 番と 2774 番についてですが、
0:03:47	反映案の 42 ページ、(3)に
0:03:51	拘束条件の考え方は二通りほど追加されてるんですけども、これ標準的な方法と、一部の例外的な方法の区分けが明確でなくなっています。
0:04:05	おそらく標準ケースというのは、44 ページの(1)と(2)が標準的なもので、
0:04:14	その上でロータリーキルンなどですね、一部機器については、
0:04:20	その例外となる考え方について説明することで、申請対象全体のモデル化方法を網羅的に示すようにしてください。
0:04:30	その際ですね、例外的な方法をとるものについて、
0:04:35	ロータリーキルンであれば、軸方向をGuide部のみを拘束しているですか、
0:04:43	あと鉛直方向については、ローラー支持であって、完全に拘束しているものではないんですけども、自重との関係から拘束とみなしているというような構造と、拘束条件の関係、あと妥当性の判断の考え方について、
0:05:01	明らかにするようにしてください。
0:05:04	あと 4 点目ですけども、コメント回答、2776 番についてですが、
0:05:12	反映案の 103 ページの記載 1、あと内容がですね、非常に断片的で、審査事項に対する説明が不十分かと思います。
0:05:24	審査ガイドではですね、耐震設計の基本方針、あと重要度分類、あと地震力の算定、使用材料、材料定数、荷重と荷重の組み合わせ、許容限界、地震応答解析、構造設計手法、
0:05:42	静的地震力に対する耐震設計といったような項目が挙げられています。これらをもうすでに標準支持間隔法に対しては、示されているものと考えますけども、標準支持間隔法と三次元梁モデルの解析において、差分がある場合はですね、
0:06:02	その現状の標準定ピッチの説明を
0:06:08	ベースにですね、併記するなどして、審査事項に対して、網羅的に説明できるように記載を工夫してください。
0:06:19	最後 5 点目ですけども。

※ 1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:22	コメントの 2776 番についてですが、反映案の 70 ページにおいて、解析コードの記載があるんですけども、これは既工認実績があるものなのでしょうか。ない場合は、5 次の設工認で Nastran について、
0:06:40	解析コードの妥当性について説明をいただいておりますので、同様に説明するようにしてください。
0:06:48	以上 5 点については後日文書で回答いただければと思いますのでよろしくお願い致します。
0:07:01	三菱原子燃料のウチダです。承知いたしました。書面で回答いたします。
0:07:42	続きまして規制庁タナベでございます。外部衝撃について、過去の面談資料を踏まえてですね、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。
0:07:54	11 月 27 日に面談で指摘しました、除染分析の鉄扉でございます。こちらのですね仕様表のコメント反映案について確認をさせていただきたいと思っております。
0:08:10	今回ですね面談の資料としまして、鉄扉だけでなく除染室分析室全体のですね、仕様表をですね記載していただきました。
0:08:21	ただしその中にですね、今回ストレナーの記載にですね下線が引かれてございます。下線を引いた箇所は今回の申請範囲であるというふうになですね整理をしていると思っておりますが、今回の申請はあくまで除染室分析室の鉄扉に限定されるので、こちらのですね、下線部分は、
0:08:40	不要ではないでしょうか。他のですね下線部分等もあわせてですね、記載を適正化するか考え方をですね、明らかにさせていただきたいと思っております。
0:08:51	こちらの回答につきましては、この場で回答をいただく必要ございませんので、書面でですね、回答いただきたいと思います。よろしくお願い致します。
0:09:04	三菱原子燃料ナカジマです、承知いたしました。
0:09:25	規制庁のウエハラです。続きまして私も更問なんですけども、非常用電源、
0:09:32	でですね、気廃系のところが中心なんですけど、2765 番の更問です。気廃系全般ですね。
0:09:42	非常電源からの負荷側ケーブルの話を前回に確認しましたら、今回の申請に含めるということのようですので、その際には使用電圧とかケーブル仕様難燃の有無ですかね。必要であればですね、
0:09:59	明確に記載いただくということと、それから
0:10:04	トランスの有無も含めてですね、今回どのような形で申請されるのか、
0:10:10	ちょっと確認したいと思っておりますので、
0:10:13	よろしくお願い致します。
0:10:19	書面で回答できるのであれば結構です。
0:10:29	三菱原子燃料マツイです。承知いたしました。

※ 1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:47	すいません。規制庁アリタです。続きまして、警報インターロック関係について、私から2点指摘がございます。
0:11:57	一つ目。
0:12:01	2868 ページ、2869 にある図イ制-104(1/2)、(2/2)、これ地震インターロックのインターロック図になるんですが、この中に図ト制-1 へってあるんですが、この番号って、
0:12:18	5 次設工認時に使っていたものだと思いますので、こういうのはこの番号は今回の申請には出てきてなくて、正しくは図ト制-101 へのはずなんで訂正をお願いします。
0:12:32	で、こちらについては適宜補正なり、書面で回答してもらえば構いません。
0:12:41	二つ目、ちょっとご説明いただきたいんですが、警報の関係で 1504 ページの説明書なんですが、ここに液位高警報の設置場所の考え方として、
0:12:54	カバーすべき値と実際につける検出部の位置ってのがあって、列挙されているんですが、このうち、ろ液受槽(2)ってやつ見るとこれ、
0:13:07	カバーすべき値は 82 ミリに対して、検出位置が 85 ミリというところで、3 ミリしかなくて、これかなりぎりぎりに見えるんですが、これは、
0:13:19	十分保守的な評価をして、この 3 ミリしかなくても問題はないということなのか、ちょっとそこの整理について説明をお願いします。
0:13:34	三菱原子燃料のクサマです。ご質問いただいた件につきましてご回答申し上げます。評価についてでございますが、こちらが運転状況といたしまして、流量範囲の上限値で評価しております。
0:13:49	それに対して、停止状態となる時間ですね、こちらを考慮しまして、どれぐらいこの間に液が上昇するかという算定をさせていただきます。ただし、実際の運用上ですね、計算上想定しております値よりも十分小さい値、この場合ですと、
0:14:07	この半分でね、いわゆる流量で運転しております、液位上昇幅がですね、計算上の値に対して半分程度になりますので、警報設定値としては十分余裕があると考えております。以上です。
0:14:23	規制庁アリタです。ろ液受槽については今の説明で理解いたしました。で、この表なんですが、ほかにもいろいろタンクとか水槽があって、これらについても同じ考え方で、
0:14:36	実際の流量よりも、実運用上の流量よりもかなり多い想定流量で計算しているという、そういうことでよろしいですか。
0:14:52	三菱原子燃料のクサマです。ご理解の通りでございます。以上です。
0:14:58	アリタです。承知しました。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:09	規制庁タナベでございます。今のですねアリタの質問にプラスアルファという形になるんですが、今回どの設備というわけではないんですが、今回いろいろな機器で警報設定値というものが設定されてございます。
0:15:25	保安規定との関係なんですが、このですね警報設定値というものは人間系でのですね、対応時間を踏まえて十分なですね、裕度を持った値としてののか、また先ほど申し上げました保安規定やですね、その下位規定で定める、ちょっと体制と併せてですね、ちょっとご説明をいただけませんか。よろしくお願いいたします。
0:15:49	資料 15 のクサマです。ご質問いただきました点についてご回答申し上げます。まずですね、当社の管理区域内での作業でございますが、基本 2 人以上の運転員で実施することを保安規定や下位の規程で定めております。
0:16:04	従いまして、警報が鳴ったときもですね、2 人以上いますので、基本的には盤操作ですね、具体的なポンプの停止、ボタン操作ですね、可能と考えておりました、短時間でも停止操作ですね、できるというふうに考えております。以上です。
0:17:05	はい。規制庁タナベです。ご説明ありがとうございます。ちょっと具体例をですね、踏まえてちょっとお伺いしてみたいんですけども、例えば今回ですね複数の堰が出ております。堰のUO2F2貯槽であったりとか、前回であれば堰の循環貯槽とかであったりですね。
0:17:24	こういったものは高さがですね、ちょっとここマスキングになりますけども、高さが堰の高さが 100 というふうになっておりました、実際インターロックのですね設定値は、何十ミリ以上で 100 以下というふうになっておりますと。
0:17:42	インターロックの設定値の以下っていうのと堰の高さがイコールの同じ値なのかなっていうふうに思っておりますが、そういったところでもですね特に今もお話いただきました保安規定で定めるようなですね人間系の対応でも十分
0:17:59	問題なく対処ができる、そういったようなですね、体制、もしくはその設定値になっているという理解でよろしいのでしょうか。
0:18:09	ご説明をお願いいたします。
0:18:13	三菱原子燃料のクサマです。タナベさんのご理解の通りでございます、基本的には力量をもった人間がですね、現場で2人以上はりついていますので、対応可能とふうに考えております。また液のいわゆる受払い動作とかっていう、今回のご指摘いただいた部分につきましても基本的には
0:18:33	人がいる状態の中での対応でございますので、そういった点からも対応は可能というふうに考えております。以上です。
0:18:46	はい、原子力規制庁ナガイです。今の点について、もともとその警報が作動したときに十分な対応ができるところで、

※ 1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:59	警報の設定値をしてますかというところで、我々疑問に思っているところです。堰の高さがもともと、これもマスクングになると 100 ミリに対して、
0:19:15	警報が 100 ミリの時点で鳴って対応ができる状況かということで、それは力量とかという問題じゃなくて、どの程度で、どれぐらい時間的なものとかも含めて、対応できるように考えて設定したのかということ、
0:19:33	よく確認をして、本日でなくて結構ですけれども、インターロックの設定値、警報の設定値が、どういうふう考えたのかというのを説明を改めてしてください。
0:19:52	三菱原子燃料のクサマでございます。ナガイのご指摘の件承知いたしました。
0:20:06	規制庁カミデです。
0:20:09	ここからは安全機能のうちの特に設計基準事故に係る部分を確認します。私の方から 6 点ほどあるんですが、まず 4 点、
0:20:24	まず一つ目が
0:20:27	3427 ページのリストに記載があるロータリーキルン
0:20:33	は、ロータリーキルンの爆発圧力逃し機構のこれは誤記になってるんでしょうか。また焙焼還元設備のロータリーキルン(1)となっているものは、96 番の焙焼還元設備フードボックス(6)の誤記でしょうか。
0:20:51	これ
0:20:53	ロータリーキルンの爆発圧力逃し機構からの排気系の繋がる場所の図面なんですけども、きちんとですね、安全機能番号と設備名の対応をとるように、適切に修正するようにしてください。
0:21:11	2 点目ですけども、
0:21:14	ロータリーキルンの爆発圧力逃し機構で、これ 5295 ページから 5295 ページの
0:21:22	★2の説明で、
0:21:26	インターロックのセット上限値として温度が記載されていますので、この値がですね、5292 ページのセット値と整合していないため、記載の整合を図るようにしてください。
0:21:43	あと 3 点目です。ロータリーキルンのこの爆発圧力逃し機構の評価における温度条件について、これが 5295 ページ、5297 ページ、あと 5300 ページにそれぞれ記載があるんですけども、
0:22:01	これがインターロック設定値であったり、他の温度であったり常温であったりというようにですね。
0:22:08	様々な温度が使用されているんですけども、この温度設定の考え方に一貫性がないのではないかとちょっと危惧しておりまして、

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:20	評価部位ごとの温度や、その温度に切り換え点を示していただいでですね、
0:22:25	その妥当性を説明いただければと思います。
0:22:29	あと4点目、
0:22:31	ロータリーキルンの爆発圧力逃し機構の5197ページですけども、これHEPAフィルタの発生応力がですね、判定基準を上回っているような記載になっていますので、その点について説明してください。
0:22:51	以上の4点については後日書面で回答いただければと思うんですが、いかがでしょうか。
0:22:59	MNFのナガトシです。ご指摘承知しました。後程書面で回答させていただきます。
0:23:07	規制庁カミデです。よろしくお願ひします。それであと2点ですね、ちょっとご回答いただきたい点があって、1点目が、またロータリーキルンの爆発圧力逃し機構なんですけど、5293ページのところで、
0:23:23	この断面積あと放出面積が示されてるんですけども、それに係る寸法ですね、その外径とか厚みについて、機器図面に示すなどして担保するようにしてください。また5297ページにダクトの材質とか外形について記載されてますけど、
0:23:43	それについても同様です。あと2点目なんですけど、
0:23:48	これも5295ページのところで、
0:23:53	表中の評価部位がですね、添説設2-3-1の図のどの部分に該当するか説明するようにしてください。
0:24:03	またその材料についてですね、材料一覧に示されておらず、あとボルトの本数とかもですね、図面に記載がないなど、その事故に対して健全性を確保するための設計が本文の本文側にちゃんと
0:24:19	記載されていないということがあるため、適切に記載するようにしてください。あとこの2点について簡単に回答をお願いします。
0:24:32	MNFのナガトシです。
0:24:37	ご指摘の点、承知しました。
0:24:41	評価書の記載が本文に入っていないこと、大変申し訳ございませんでした。適切に対応して補正書に反映させていただきます。
0:24:54	それから材料一覧も同様ですね。事故評価に関わる部分については整理させていただきます。以上です。
0:25:04	はい。規制庁カミデです。今の指摘はロータリーキルンに関わるものなんですけども、他にも設計基準事故はあって、添付資料で、その事故の評価、どうして健全性が保たれるかと

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:19	<p>というような説明が様々なされていますので、それぞれの事故に対してですね、図面であったり仕様表であったり材料表であったり、反映すべき事項がないかないかというのは水平展開してきちっと確認して、適正化するようにお願いします。</p>
0:25:37	<p>以上です。</p>
0:25:41	<p>MNFのナガトシです。承知しました。</p>
0:25:58	<p>規制庁タナベでございます。続きまして地盤について事実確認させていただきたいと思います。</p>
0:26:07	<p>こちら今タナベから2点お伝えしますが、両方とも事実確認でございますので、後日書面で回答いただければ結構でございます。</p>
0:26:16	<p>まず最初にですねページ214、ろ過器(転換工程)についてでございます。こちらですね、耐震強度を有する十分な支持性能を有する設備に設置するとしてございますが、これはですね加水設備共通架台、こちらの沈殿槽の附属設備ですね、</p>
0:26:35	<p>こちらを指しているという理解でよろしいでしょうか。ちょっと配置図を見ても、宙に浮いてるような状況だったので、一応の事実確認でございます。</p>
0:26:45	<p>あわせてですね、これ、一番最初にコメントさせていただいたのと同じですが、11月27日の面談資料ですね、11月20日の面談の反映を受けたものでして、こちらの鉄扉、除染室分析室の仕様表でございます。</p>
0:27:03	<p>こちらですねコメントを踏まえてですね、許可で番号と建物の仕様表の記載に差し替えていただいておりますが、差し替えにあたってですね、もともと鉄扉で設計番号を取っていた、5.1-建3の記載が削除されてございます。</p>
0:27:20	<p>これはですね建物の仕様表に変わったことで多分別の番号に変わっているのかなと思うんですが一応どの番号に包含されてるのかっていうところをですね、書面で後日ご回答をお願いいたします。以上でございます。</p>
0:27:39	<p>MNFナカジマです。承知いたしました。</p>
0:27:49	<p>規制庁カミデです。続いて私の方から、耐震関係で3点ほど確認します。</p>
0:27:59	<p>1点目が、添付説明資料の5373ページの配管の耐震設計についてですが、これ標準支持間隔を採用するとあるんですけども、本申請対象の配管の温度であるとか、圧力、あと内部流体の</p>
0:28:19	<p>比重という、いう条件が明らかでなくですね、支持間隔表の適用範囲であるか、否かが不明であるため、記載の明確化を行うようにしてください。</p>
0:28:31	<p>2点目ですけども、ADUバグフィルタ、図面は2550ページに示されていますが、これ柔構造の上部フードに局所排気の配管が取り合っていると、</p>

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:45	局所排気の配管の支持間隔を設定する際に、この取り合い点というのはサポート点とするのか、そういった柔構造に対する取り合いの拘束の考え方について説明するようにしてください。
0:29:02	あと3点目ですけども、ガスヒーターのところですね、
0:29:08	ガスヒーター、高温で使う設備ですので、ガスヒーターで使っている材質についてですね、
0:29:18	温度についてですね、耐震評価上どのように評価しているか、説明するようにしてください。またこの機器異材が取り合っているような構造になっていますので、その異材の取り合いに対して、耐食性の観点で考慮していることがあるか、
0:29:37	説明をお願いします。以上の3点については、後日書面で回答いただければと思いますので、お願いします。
0:29:45	以上です。
0:29:49	三菱原子燃料のウチダです。承知いたしました。別途書面で回答させていただきます。
0:29:58	原子力規制庁のヨシムラです。
0:30:01	地震に関して追加で以前回答いただいた回答案に対する更問になりますが、
0:30:11	今確認させていただいて、1点確認させていただきます。
0:30:15	これはいわゆる添付設計説明書の耐震設計の基本方針に
0:30:22	追加いただきたい内容として、
0:30:27	コメントナンバーでいうと前回の2772番に該当しますが、
0:30:33	いわゆるその他構成機器の耐震設計方針について追加記載
0:30:38	をお願いしてます。一応、
0:30:40	記載案として提示今回されてますが、
0:30:46	その中で、いわゆる申請機器の耐震重要度分類に従うという
0:30:53	ことになってますが、一部
0:30:56	耐震重要度分類が申請機器と異なる部分として、仕様表系統図に個別に記載されてる場合を除くというような記載があります。これについては具体的にどういう、
0:31:08	設備機器なのか、もしくは系統を示しているのか、それはちょっと具体的に記載していただきたいと思います。
0:31:16	それからそれが申請機器の耐震クラスより下位になる場合には、その妥当性についてもあわせて説明をお願いしたいと思います。
0:31:26	これは後日
0:31:29	修正する時に反映していただければ結構だと思います。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:33	それから、一応内容の確認の過程です、ちょっと1点、
0:31:40	耐震クラスの決め方で気になってる点があったので、これちょっと今回答いただければと思いますが。
0:31:48	排ガス冷却装置とコンデンサーこれ気廃系のところなんですけど、
0:31:54	コンデンサーの連絡される
0:31:59	排気配管系統とか、全部の配管系統もありますが、
0:32:05	これ、こういったものは一応許可の記載では
0:32:10	それぞれ申請機器の附属機器、附属の範囲ということに含まれてまして、今回では今回の申請では、これらの排気系統は、
0:32:21	申請機器から除外されて、おそらく局排の系統に
0:32:28	分類して第3類という形で分類していると思います。
0:32:32	ただ排ガス冷却装置、特に下流側のコンデンサーも2類ですので、それを連絡する配管排気系統が今回3類になってます。その辺ちょっと、
0:32:47	妥当性について今ご説明いただければ、ご説明していただきたいと思います。
0:32:55	私の確認は以上です。
0:33:02	MNF ナガトシです
0:33:05	ご指摘いただいた設備なんですけれど、これ耐震1類、化学処理設備の下流についている設備でございます。かしよう炉にはフィルタがあって、そこでウランを除去して、排気ガスが冷却装置の方に流れていくと、
0:33:23	基本的には、そこから先は、フィルタから先はダクトという位置付けなんですけど、万が一フィルタが破損した場合、ウランが冷却装置に流れる可能性があるということで、
0:33:39	ここについてはですね、耐震1類にするようにしています。排ガス冷却装置もですね、ウランがくる可能性があるということで、耐震2類としていると、そこから先、下流側は第3類にしてるんですけど、
0:33:58	コンデンサだけはですね、形状が冷却装置とほぼ同様のサイズということありますので、ここだけ耐震2類に上げていますと、
0:34:13	いう考えでございます。
0:34:15	以上です。
0:34:28	規制庁ヨシムラです。機能上は3類で、排ガス冷却装置の下流側は基本機能的な3類の扱いで、構造的にコンデンサーが2類に上げてるから、前後の排気系統は、
0:34:46	もともと3類で、
0:34:49	いいという考え方になってるわけですか。
0:34:56	MNFナガトシです。ご認識の通りです。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:02	規制庁ヨシムラです。これちょっとこの辺の考え方はおそらく適合性説明書のところに、排ガス系統の
0:35:10	ダクトダンパー系統の耐震の考え方っていうのは特に書かれてる場所っていうのは、
0:35:17	適合性説明のところに耐震のところぐらいしか書かれてないので、
0:35:23	そこに記載されてる考え方
0:35:27	に合致してるか、もしその内容ですべてカバー、今回の排気系統を全部カバーするとされているのか、もう1回ちょっと確認していただいて、
0:35:36	おちがあれば考え方に追加していただいたほうがいいかと思えます。
0:35:42	お願いします。
0:35:47	MNFナガトシです。検討させていただきます。
0:35:54	原子力規制庁ナガイです。今の点についてちょっと補足をさせていただきます。もともとそれぞれの機器については、耐震重要度分類が許可の段階で安全機能一覧であるとか、
0:36:10	設定されているんですけど、その中に附属配管を含むという形で、基本同じ耐震重要度分類で設計していただくとするれば、こういう疑問は起こらないんですが、一部に下位といいますかね、
0:36:26	1類の設備だけど、附属設備を2類で設計しているというものがあつたので、確認をしました。添付の説明書で説明いただく時は、
0:36:44	もともとそう耐震重要度分類に応じて内包する核燃料物質の量であるとか、いろんな機器の重要度、その定義に戻って、こういうことなので2類に附属配管については、例えば
0:37:01	機器のコンデンサーの排気系統は、一つ分類をおとして、こういうことで設定してますということがわかるように説明をしてください。
0:37:21	MNFナガトシです。ご指摘承知しました。
0:37:37	はい規制庁タナベでございます。そうしましたらですね、タナベの方から2点確認、事実確認させていただきます。
0:37:46	ページで言うそうですね、180ページからの飛散防止カバーの仕様表でございます。181ページ目にですね地震の損傷防止ということで、6-1設2の説明がございますが、
0:38:00	この中でですね、UO2F2配管用防護カバー架台という記載がございますがですが、この架台はですね、今回のこの飛散防止カバーの附属機器という理解でよろしいのでしょうか。そういった場合はですね、附属の構成機器にちょっと記載がないので、こちら記載のほうを検討していただ
0:38:20	ませんでしょうか。もしくは記載しないのであれば記載をしない意図というのを確認させていただきたいというものでございます。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:29	あわせてですね、同じくドレン配管なんですけど、これはですね構成機器として配管が記載されてございますが、これはですね逆に材料の記載のところドレン配管の記載がございません。
0:38:42	以上の2点ですね、架台についてとドレン配管について、記載がまちまちですので、それぞれですね、どういった意図で記載がされてるのか、してないのかというところを整理していただきたく思っておりますので、書面での回答をお願いいたします。
0:39:03	MNFナガトシです。承知しました
0:39:06	後ほど書面で回答させていただきます。
0:39:13	規制庁カミデです。続いてですね、閉じ込め関係について確認したいと思います。私の方から2点あるんですけども、ロータリーキルンの燃焼度チャンバー、これ図面2583ページなんですけども、
0:39:29	これ開口部がありますので仕様表とかの図面においてですね、閉じ込め性担保のための設計を示すようにしてください。2点目ですけども、同じくロータリーキルンで水封ポット、あと水封液受け槽を、
0:39:48	液体状のウランを取り扱うものとして仕様表を図面において、耐腐食性材料の使用の設計、これは設計番号10.1の設8というものですけれども、設計を示すようにしてください。ちょっと2点について回答いただけますでしょうか。
0:40:10	MNFナガトシです。燃焼度チャンバーの開口部の考え方ですけど、燃焼度チャンバーはですね、ロータリーキルンの排気中の余剰水素を燃焼処理するようなものでございます。そこで空気を取り入れる開口部を設けて空気を取り入れるような設計でございます。
0:40:31	ロータリーキルンの排気はですね、燃焼度チャンバーに来るまでに、ダストチャンバー、フィルターを入れているダストチャンバーがあり、水封ポットの水封シールを通してありますので、ウランが来ない排気と考えておりますが、
0:40:48	燃焼度チャンバーはですね、局所排気系統に接続することで負圧を確保する設計としてございます。
0:40:57	それから、水封ポットの耐食性ですね、
0:41:03	これはご指摘承知いたしました。材料一覧に材質を記載し、それから閉じ込めの説明書ですね、それに対する耐食性についての
0:41:20	説明を追加することとしたいと思います。以上です。
0:41:26	規制庁カミデです。確認したい点があつてですね、燃焼チャンバであれば、ダストチャンバと水封ポットを經由していて、ウランを含まない排気になっていると、
0:41:42	先ほどの水封ポットについても、これは液体廃棄物ということなんですけど、特に液体廃棄物

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	という水封についてはですね、ロータリーキルンの仕様表で、閉じ込めの性能のところでは液体状のウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置するとなっていて、ここの記載から読み取るには、水封になる液体は、ウランを含む液体というふうに整理されているように思うんですが、
0:42:12	先ほどの回答ではこの液体廃棄物に当たるという整理がされていると。また燃焼チャンバのほうでも、これはウランを粉体ウランを含む気体ではなくて、ただの廃棄なんだというような考え方なんですけど、ちょっと
0:42:32	液体のウラン、
0:42:34	液体廃棄物の区分け、
0:42:37	ウラン粉末を含む気体なのか、ウランをほとんど含まない排気なのかというその区分けの考え方について少し教えていただけますか。
0:42:54	MNFナガトシです。
0:42:58	ダストチャンバですね。ここに焼結メタルフィルターが入って、そこでですね、ウランはほぼ取れるというふうに考えているんですけど、ゼロではないということから、この先もですね、
0:43:15	廃棄物ですね、
0:43:19	ウランを含む廃棄物として扱っている。それが水封ポットで、とおるということなんで、水封ポットでは、液体廃棄物
0:43:30	として一応、取り扱おうと、
0:43:33	水封ポットにないふうするものですね、そういうふうに考えてございます。そこから先は、
0:43:40	そこで一段落としたんで、もう一個下に下がるのかなと思うんですけど、
0:43:47	気体廃棄物と念のためにしてるというような考えです。
0:43:54	以上です。
0:43:57	規制庁カミデです。
0:44:01	今の回答ではまだあまり判然としなくてですね、
0:44:04	1点質問を絞ると、水封の
0:44:10	水封ポットの中の
0:44:12	液体というのは、ただの液体廃棄物なのか、液体状のウランなのか、それはどちらと判断してますか。
0:44:25	MNFナガトシです。液体廃棄物というふうに考えてございます。
0:44:32	規制庁カミデです。そうなるんですけどね、ロータリーキルンの仕様表の閉じ込めの性能で10.1の設38ですかね。その液体状のウランの逆流を防止するために逆止弁を設置するっていうのは、
0:44:48	これはなぜこの仕様が謳われているんでしょうか。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:01	MNFナガトシです。
0:45:07	廃棄施設でも逆流防止っていうのはですね、液体状の逆流防止ですね、それは書いておるんで、それと同じ考えで、ここにも 10.1 の設 38 を記載したそういう
0:45:20	考えてございます。
0:45:24	規制庁カミデです。この燃焼チャンバとロータリーキルンの水封ポットについて、具体の設計はですね、負圧で引いてるとか、耐食性についてきちんと考慮していることを説明しますというところで、その設計自体は
0:45:42	問題ないかと思ってます。先ほど聞いていた整理、
0:45:47	整理と、それに基づく仕様表なり設計の示し方という部分で、少し整理
0:45:56	されている内容がわかりにくいところがありますので、この点について後日です、書面で回答を示すようにお願いします。
0:46:12	MNFナガトシです。ご指摘承知しました。確認整理した上でですね、対応させていただきます。
0:46:29	規制庁タナベです。タナベの方から 3 点をお伝えいたします。1 点目は、単純な表記の揺れについてでございます。
0:46:40	ページでいうと 5522 ページ、UO2F2 溶液拡散防止対策の表がございますが、こちらですねUO2F2 貯槽の拡散防止の対策として、飛散防止カバーとUO2F2 溶液配管カバーを用いるとしてございます。
0:46:59	UO2F2 溶液配管カバーではなくですね、UOF2F2 配管用防護カバー、こちらの仕様表の記載を行ってございますので、表記の揺れは適正化するようにしてください。
0:47:13	続けて 2 点お伝えします。こちらはですね同じような話になるのですが、まず最初ページで言うと 199 ページの遠心分離機洗浄用についてでございます。こちらですね、液体状のウランの逆流防止のための閉じ込めの方法として 10 の 1 の説 38、
0:47:35	逆止弁の記載がございます。しかしながらですね、ページ 5532 ページからのですね、閉じ込めの表のほうを確認しますと、こちらですね、逆流防止の方法で、①、②というですね記載がされてございます。
0:47:51	このうちの①っていうのは、供給口をですね、液面に接触しない位置に設置することということを指してございます。これはですね、10 の 1 の説 38 ではなく、10 の 1 の説 7 のほうに該当するものでございます。
0:48:09	おそらく説 7 と説 38 両方が今回これ該当するものになると思いますので、仕様表とこちら説明書のほうでですね、抜けがあるんじゃないかっていうところがありますので、実際の図面とかも見てですね、どういう位置時

※ 1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に供給口があるのかっていうのもあわせて確認をして記載を適正化するようにしてください。
0:48:31	今度はですね逆になんですが、仕様表を 197 ページの熟成槽ですね、こちらですね 10 の 1 の説 38 ということで、また閉じ込めとして逆止弁の設置するという記載があるんですが、これまた説明書 5532 ページからのところをですね確認すると、
0:48:52	それに該当する防水の方法の記載がですね、抜けてございますと、なのでこちら仕様表と説明書の中で、閉じ込め、ウランのですね、逆流防止とかについての考え方がちょっとぶれがありますので、こちらですねちょっと確認をしていただいて、
0:49:10	適切に直すようにしてください。以上でございます。
0:49:32	MNFナガトシです。ご指摘承知いたしました。後程書面で回答させていただきます。
0:49:39	はい、規制庁タナベです。よろしくお願いいたします。こちら辺のところって、最初の補正申請でちょっとそちらが修正されたところがちょっと結構もろもろと間違っているところがあると私は今認識しているので、ちょっと他のところもですね、特に説明書のほうの記載が誤ってないかっていうのは、
0:49:59	ここだけに限らず、他のところもよく確認するようにお願いいたします。タナベから以上でございます。
0:50:12	はい。続きまして規制庁ウエハラです。
0:50:15	私の方から 3 点、警報とか閉じ込めの関係ですね、実は前回の回答のあった部分の更問でございますが、3 点ともですね、一つ目は、
0:50:29	前回の 2748 番、気廃全般なんですけど、気廃の 6 ですか、これを中心に複数の負圧確認箇所、負圧警報のところですね、
0:50:43	複数の負圧確認箇所を、各部屋ですね、△マークで示していただいているんですが、それとその建屋をトータルしてですね、気廃の 6 では三つの建屋を、1 台の真ん中の第 2 廃棄物処理場ですか、
0:50:59	この 1 台の差圧発信器でみますということなんですけども、
0:51:04	ちょっとこれは説明ざつといただきたいんですが、どのような構成なのかですね。物理的にどのように接続して、独立して部屋を負圧確認できてるのかがちょっと理解できないんですけど、
0:51:19	簡単に説明できるならお願いしたいんですけど。
0:51:38	MNFテシマです。ご指摘の点なんですけども、書き方としてちょっと不適切だったのではないかとちょっと今反省しているところでございますけども、負圧確認の差圧発信器と負圧確認箇所というのは、

※ 1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:56	一対一で接続されていますので、その点がちょっとはつきりですね、インタロック図に書ききれなかったというところで、その辺を修正させていただきたいというふうに考えています。
0:52:09	はい、規制庁ウエハラです。回答の方針はいいんですけども、複数と1台を一対一で測定するっていうのがちょっと理解できないんですけど、どのように接続されてるのかちょっと教えていただけませんかでしょうか。
0:52:33	三菱原子燃料のテシマです。△印がついた負圧確認箇所が警報盤の中にある差圧発信器とつながっているというところで、
0:52:48	それを差圧については、外気と差圧がわかるように繋がっています。
0:52:56	はい規制庁ウエハラです。私もそうは想定したんですが、そうすると、最後差圧発信器に繋がる場所は、複数のポイントをヘッダーか何かで統一して、一本に入れてるんですか、それとも個々に
0:53:13	時間シェアをして測ったり、独立ではかかれてますでしょうか。
0:53:25	MNFのテシマです。個々の部屋と発信機は、一対一で独立で構成しています。
0:53:41	規制庁ウエハラです。独立の意味がよくわからないんですけど、それがわかるように書面で回答いただければ結構なんですけども。
0:53:50	今日のところの説明それ以上ないんであればいいです。
0:53:56	MNFのテシマです。ご指摘の点理解しましたので、わかるような形で記載させていただきたいと思います。
0:54:05	規制庁ウエハラでよろしく願いいたします。二つ目ですけども、二つ目は前回の2749番の更問でございまして、これは
0:54:19	設工認本文の基数ですかね。気廃は何基っていうのもあるし、何式という記載方法があって、
0:54:29	前回の面談結果では許可における安全機能番号を元に、該当する項目全体を合計するという回答がありまして、ざっくり了解、理解したんですけども、そうすると本文の70ページの気廃-5ではですね、
0:54:47	排気ダクト・ダンパーはですね、一式ではなくて二式なのではないかと、
0:54:52	思われましたので最点検いただきたいと思います。これ私が言ってることが間違いなければ書面で回答いただければ結構です。
0:55:03	続きまして、閉じ込めになりますけれども、前回の2793番の更問でありまして、
0:55:12	気廃-5なんですけど、非常時のみに作動する排風機というのがあって、これはちょっと例外なんです、一般には局排の方は、
0:55:23	排風機の停止で給気を止めるインターロックがあるんですけども、気廃のほうのEF-A3というやつだけは、

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:32	非常時に起動するというので、非常時には自動起動されるということですので、それをインターロック図とかインターロック整理表で明確にさせていただきたいと、
0:55:44	ということなんですけど、さらにちょっと疑問が湧いてきましたですね、そうなる と、EF-A2 と A1 は停止、
0:55:53	何だろう、常用電源が失われたら停止するというのが前提で、EF-A3 だけが、これは焼却炉の排気だと思うんですが、この局排だけになるんですけども、そういった例えば排風機の容量とかですね、そういったのは十分なのか、
0:56:12	それがちょっと疑問です。
0:56:14	焼却炉そのものは、次回第 7 次の申請とお伺いしていますので、
0:56:19	ちょっとこの辺、系統と絡むんですね、ちょっと説明いただけますでしょうか。
0:56:30	MNFのテシマです。
0:56:32	一つ目ですけども、非常時のみ作動する EF-A3 の方ですね、排風機についてはですね、先日のコメント回答でそれぞれの電気容量と、
0:56:51	どの排風機っていう関係についてはお示めしますので、その部分にどのような自動起動の方法であるかについては追記させていただきたいというふうに考えています。
0:57:03	二つ目のご質問で、EF-A3、A2、A1 のところでございますけども、A1、A2 は、
0:57:13	常時には止まっているんですけども、非常時には給気の方も止まりますので、A3 の排気のみですね、負圧の方には引けるというふうに考えています。
0:57:27	はい、規制庁ウエハラです。大体理解しましたので、今の方法で少し説明とかですね、お願いしたいと思うんですけど。
0:57:36	ちょっとついでなんですけども、3527 ページのインターロック図で、ちょっと一つだけ教えていただけますでしょうか。読み方がわからなかったんですけども。
0:57:46	高性能フィルターが排風機の上流側にバツマーク二つですね、ついてございますが、これが 12 掛ける 2 とかですね、要するに 2 段の高性能フィルターを
0:58:01	3 セット用意されてると思われるんですね。
0:58:05	そうすると、でも図面はですね、シリーズで排風機の直前で分かれて 3 つに入ってるんですけど、高性能フィルターは、
0:58:16	要するにパラで入ってるのか、シリーズ入ってるのか、ちょっと内部の検討のときにもめたんで、一応確認させていただきたいと思うんですが、よろしく願いします。
0:58:32	三菱原子燃料のテシマです。ここには一度に書いておりますけども、並行して並んで設置されて、パラってということですね。

※ 1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:44	規制庁のウエハラです。やはりそうですね。理解しました。書き直せと言いませんけど、何か違うんで全般的なところに何か注書きか何か入れていただいたりしたら間違いがないかなと思うんですけど。
0:58:57	それは検討いただいて結構です。
0:59:01	以上です。
0:59:07	はい。三菱原子燃料のテシマです。理解しました。
0:59:15	はい。原子力規制庁ナガイです。今少し前に戻らせてもらいますけれども、ウエハラの方から前回の 2748
0:59:30	番の追加というか再確認で、気廃系の警報についてですね、複数の負圧確認箇所、部屋なんですけど、あと1台の差圧発信機は、
0:59:45	どのような構成なのか明確にしてくださいということで、ご回答は、各負圧確認箇所と差圧発信機が一对一で接続されることがわかるようインタロック図に、
1:00:01	記載を検討、記載しますというご回答だった
1:00:06	んですけども、ちょっと補足というか、もともと前回のやりとり
1:00:12	の経緯をちょっと補足をさせていただきますと、
1:00:16	もともと認可を受けようとする図面、ちょっと今探してるんですけど、ページが出てこなくて、例えばそのシリンダ洗浄棟の機器の配置図だったと思うんですが、差圧発信箇所が横棒でちっちゃく、
1:00:32	更衣室にですね、1ヶ所、何か書いてあったんです。それに対して、工場棟も似たような形の配置になって、要は各部屋に差圧発信機が、
1:00:50	図面上は見えない状態になっていたと。にもかかわらず 5536 ページの負圧確認箇所は、各部屋に△のマークがついていて、差があるので、これはどういうことですかということで、
1:01:06	確認しました。で、今回の回答は、インタロック図に差圧発信器おまず書いて、部屋の名前を書くと、併せて認可を受けようとするその図面の各部屋
1:01:23	にですね、その発信機があるということは、きちっと対応をとれるように記載してください。何か前回の回答では、代表箇所です差圧を確認してますというような回答もございましたが、
1:01:39	本日の回答を正とするのであれば、各図面であるとかインタロック図、それから添付の説明書がですね、きちんとかんがえられるように確認した上で申請、補正をするようにしてください。
1:02:04	MNFテシマです。ご指摘の点理解しましたので、検討させていただきます。
1:02:21	規制庁タナベです。最後に1点だけ確認、事実確認だけのコメントになるんですが、気廃のですね給気ファン(3)、ページで言うと1549ページですね。こちらの仕様書に書いてある寸法と図面上の寸法がですね、若干異なりますのでちょっとそちらの方は、

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:41	書面でなぜ違うのか、回答いただければと思います。軸心間距離とってるのと、そういった違いですとかですね、そういった回答でも構いませんので、誤った数字になっていないよねっていうところの確認でございます。あともう1点準備した質問があったんですが、そちらについては今までの回答に包含されますので、今回はなしということで、今の1点
1:03:01	だけお願いいたします。書面での回答をお願いいたします。以上です。
1:03:14	三菱原子燃料のテシマです。書面で回答いたします。
1:03:51	原子力規制庁のナガイです。
1:03:54	あと幾つかありましてですね、追加の確認といいますか、事実確認させていただきます。これはですね、2点あるんですけど、
1:04:12	2点とも
1:04:13	本日の配付資料で、前回確認した内容の回答に対する追加の確認になります。1点目は、2770番
1:04:28	です。それですね、これは、
1:04:46	すいません。訂正します。2769
1:04:52	番です。ちょっと訂正させていただきます。2769番の、これは非常用電源設備、非常用電源の供給先として、
1:05:07	工程設備について説明を求めたもので、その回答のですね、今回いただいている回答の後半、4行目の後段、一方っていうところがあります。電気炉関係設備の
1:05:24	電気炉の外郭を冷却するための冷却水ポンプとか、一連の系統は安全のための冷却、安全機能ではなく、というくだりがあるんですけども、
1:05:39	この冷却、高温で使用される電気炉についてですね、
1:05:47	この冷却、電源を喪失したときに冷却
1:05:54	ですね、外郭から冷却しないということで、高温になるということが想定されるんですけども、そういう環境において、焼却炉焼結炉であるとか、
1:06:10	そこの設備の主要な構造部材の耐震高温強度であるとか、それから閉じ込めの機能
1:06:21	がですね、冷却装置がなくても、なくともっていうとちょっと言い過ぎですが、非常用電源に期待することなく、その閉じ込めの機能とここが維持される設計としているということとの関係で、
1:06:37	説明をするようにしてください。
1:06:42	今の点よろしいでしょうか。
1:06:53	三菱原子燃料の
1:06:58	中村です。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:00	えっとですね、焼結炉の冷却水は、目的としてはペレットの品質上の要求による炉内の温度勾配や、長期的な炉体保護を主目的として設けております。
1:07:16	連続焼結炉は、構造として耐熱煉瓦を積み上げて、
1:07:24	その外側に
1:07:26	梁や柱を設けた構造になっております。
1:07:32	耐震の評価では、レンガの外側にある梁や柱を評価しておりますが、これらの部位は、冷却水に考慮することなく、耐熱煉瓦による断熱体での温度低下を考慮した温度で評価しております。
1:07:52	また連続焼結炉で取り扱う核燃料物質がペレットのため、閉じ込めの安全機能要求はありませんということで、
1:08:03	冷却水に頼ることなく、
1:08:08	安全機能が保護されると考えております。以上です。
1:08:13	はい、原子力規制庁ナガイです。そういうことであれば、そういう旨のですね、説明を
1:08:22	申請書の添付の適合の説明のところ、記載するようにしてください。
1:08:33	三菱原子燃料の中村です。承知いたしました。
1:08:41	原子力規制庁ナガイです。あと1点あるんですけど、これはちょっと前回のですね、2784番、
1:08:52	ですね。本日の資料の2784番で、前回ですね、耐震の定ピッチ法だったと思うんですが、標準の配管
1:09:07	の仕様を示す表の
1:09:13	がちょっと誤りで、
1:09:32	これは図面と添付のですね、定ピッチ法の
1:09:51	の、それぞれ厚さが異なってきますので、今一度ですね、全体を確認して、他の
1:10:06	この場所だけでなく、他の寸法ですね
1:10:27	MNFナガトシです。ご指摘の点承知しました。今後補正で付けようとしている部材表、それとの整合とか確認した上で、適切に修正させていただきます。
1:10:49	原子力規制庁のタケダです。私の方からですね工事の方法に関する事実確認をですね3点ほどさせていただきます。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:01	まず 1 点目ですね、ページ 107 ページになりまして、
1:11:07	このですね、ページの下の方に表イ-5 があると思います。化学処理施設の取外し対象機器なんですけれど、
1:11:18	ここで対象となる機器に 1 から 9 の番号が振られておりまして、それで片括弧注
1:11:27	100 の 3 ですかね。ここで図を読んでおりまして、図イ配準の 2、
1:11:34	この中で、
1:11:37	準備工事の対象、準備工事範囲
1:11:42	が示されているかと思うんですけれど、
1:11:45	こちらの図の中でですね、液位受槽ですね、これが見当たらないので、整合がとれているかどうか確認をお願いします。
1:11:58	これは不整合に関することかもしれませんので、ちょっとほかの
1:12:04	設備機器とかでも、こういった不整合がないかについては確認をするようにお願いします。
1:12:11	これが 1 点目になります。
1:12:14	2 点目続けさせていただきます。
1:12:17	ページ 109 ページになりまして、
1:12:22	ここで、
1:12:25	工事の方法、附属建物シリンダ洗浄棟の工事の方法についての記載があるんですけれども、この建屋はUF6 シリンダーの洗浄を行う建屋だと思ひまして、
1:12:39	UF6 を取り扱うという訳になるんですけれど、こういった建物におきまして、
1:12:47	建物の工事、こういった建物の工事を行う上での留意事項があれば説明をお願いします。
1:12:55	これはですね、今回答いただけるようでしたら、ちょっとご説明いただきたいんですけれども、お願いします。
1:13:08	MNF のタマノイです。シリンダー洗浄棟の工事ですけれども、この施設ではですね、UF6 使用済みのUF6 シリンダー入れていた建物になりますが、工事中はですね、洗浄済みのシリンダーは
1:13:26	ございませんので、工事中のですね、そういった UF6 に対する特別な工事の配慮ということは考えておりません。
1:13:35	また、UF6 特有の工事要件っていうことなんですけれども、UF6 につきましてもですね、他のウランと同様ですね、特に UF6 だからっていう特別な工事上のですね、配慮はせずに、

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:51	他のウランと同様、工事のエリアから隔離して、UF6 等が保管貯蔵されている設備がございましたら、それは工事のエリアから隔離して養生して、当該設備には影響ないような配慮を行う予定でございます。
1:14:13	規制庁タケダです。わかりました。ウランと同様に、工事区画
1:14:18	とかを隔離しながら、行っていくということで理解しました。ありがとうございます。
1:14:27	もう1点、私から最後確認なんですけれども、ページは112ページになりました、
1:14:35	フロー図になります。
1:14:39	これは附属建物シリンダ洗浄棟の工事の手順フロー図になるんですけれども、
1:14:48	この中で、
1:14:50	先ほど
1:14:53	お示しました107ページの表イー5ですね、ここに記載されている設備の取外しや復旧についての記載が、このフロー上では見当たりません。
1:15:04	ここの部分、記載がどの時期に取り外して復旧するのかっていうことが読めるように記載をするようにお願いします。
1:15:15	というのと、
1:15:17	もう1個なんですけれども、ちょっとこれは他にも共通することなんですけど、
1:15:23	工事の方法で、第一種管理区域で発生した廃材の廃棄方法については記載があるんですけれども、
1:15:31	第二種管理区域で生じた廃材の廃棄方法について説明いただけるでしょうか。
1:15:45	MNFのタマノイです。
1:15:48	まず最初の工事フロー上ですね、取り外しが無いところなんですけれども、対象となる取り外しの設備につきましては、別途ですね、準備工事の工事のフローの方に記載してございまして、先ほどの点につきましては、図イ10-1のほうに、
1:16:05	取外しの工事フローを記載しておりますので、そちらの方をご参照いただければと考えております。
1:16:12	2番目の第二種管理区域で生じた廃材の廃棄方法ですけれども、汚染がない廃材につきましては、敷地内の所定の場所にて保管して、最終的な産廃として処分するということを考えております。
1:16:45	原子力規制庁ナガイです。
1:16:49	今の

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:52	廃棄なんですけど、産廃ではなくて、
1:16:55	管理区域からでるものの処分については、放射性廃棄物でない廃棄物であるとか、きちんと処理方法があると思いますので、その記載がないので確認を
1:17:10	したんですけど、それは産廃でというのであれば駄目なんじゃないんでしょうか。
1:17:23	MNFのタマノイです。ご指摘の通り、
1:17:28	第二種管理区域で発生しました廃材につきましては、
1:17:32	NR廃棄物という形ですね、一旦は所内ですね所定の場所に保管いたします。その後ですね、最終的な回収産業廃棄物として処分するんですが、ご指摘の通り、一時的にですね、所内の所定の場所に保管をする予定でございます。
1:17:54	はい、原子力規制庁ナガイです。工事フローですだからそのフローが見えないのと、その説明がありませんでした。で、今回この補正のところ、わざわざというかあえて
1:18:10	今回の変更で、第一種管理区域で発生した廃材についてはっていうのになんか限定をかけていたので、この質問を投げたんですけれども、全体を通してですね、
1:18:25	記載を適正化して、まさに
1:18:32	汚染は実際にはないのかもしれないけれども、確認もせずに、産廃、一般廃棄物として、廃棄することのないようにですね、きちんと管理できるように明確にするようにしてください。
1:18:53	MNFタマノイです。拝承いたしました。
1:19:09	原子力規制庁ナガイです。今ちょっと前に戻るんですけれども、107ページの
1:19:18	図イ配準の2で、準備工事として撤去設備がですね、
1:19:31	準備工事をするのが一番から九番まであって、9番の液受槽というのが、図面ですね、中で確認ができなかったんですけど、これはほかに何か図面どこかに記載があるんでしょうか。
1:19:56	MNFタマノイです。申し訳ございません。当該九番の液受槽ですけれども、この遠心分離機の補機としてですね、この遠心分離機のわきでございます。図面上ですね、番号参照してますのが、8番までとなっておりますが、
1:20:14	誤りで9番まで含めますので、図イ配準の2の方ですね、番号の修正させていただきますと思います。
1:20:26	はい、原子力規制庁ナガイです。今の点はそういうことであれば訂正していただければ結構なんですけれども、我々のチェックで申請書をずっとこう見ていったときに、そういう整合がとれないであるとか、

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:43	図面に記載が漏れているということがないようにしていただかないと、これは1個ずつですね、我々のコメント待って訂正していたのであれば、今まで第5次の申請までのように何回も補正をしなければ、
1:21:00	最終的に完成に至らないと、完全なものにならないということになりますので、すべてのこの準備工事については、すべてのまず準備工事の対象設備がこの表にある番号と、
1:21:17	それからその表の中で、どういう区分の工事をするのか、区分123と分かれますけれども、特に区分の2、区分の3については、図面なりの方ですね、
1:21:32	特に区分3ですね、一時撤去して、1で取り外して、保管するのであれば、どこに保管するのかということが漏れなく記載されていることを、この申請書すべてについて、
1:21:48	確認して、確認結果については次回の面談で報告してください。
1:22:03	三菱原子燃料タマノイです。拝承いたしました。
1:22:07	原子力規制庁ナガイです。本件については、多分担当の方がいろいろ多岐にわたると思いますので、ヤマカワさんの方からご回答をお願いします。
1:22:26	MNFのヤマカワでございます。ただいまのご指摘、承知いたしました。十分再度チェックしてですね、適正な申請書として補正させていただきたいと思えます。
1:22:41	はい、原子力規制庁ナガイです。それからもう1点、補足というか追加の確認なんですが、先ほどの撤去する中にシリンダ洗浄装置が配管系統を含んであるんですけれども、
1:22:57	これがUF6を洗浄した排水とかがですね、溜まってるんじゃないかっていう懸念を持っています。これを一時撤去するとき、何か留意事項がありませんかということで、
1:23:15	確認したんですけれども、
1:23:18	工事の方法の中には一般的な形で、いろんな除染するとかとは書いてあるんですけれども、このラインの状況を踏まえて、何かあのいわゆるフランジとかですね、あればそれを
1:23:35	外したら何か液が出てくるとか、今どういう状況にあるのかっていうのもちょっとあわせて説明していただけますでしょうか。
1:23:50	原子力規制庁ナガイです。その点については、次回書面でですね、説明を回答するようにしてください。
1:24:03	はい。
1:24:04	三菱原子燃料のタマノイです。拝承いたしました。
1:24:12	規制庁タナベです。工事の方法何点かナガイの方からコメントさせていただきましたが、ちょっと追加で一つなんですが、除染室分析室ですね、工事フロー

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	1411 ページに記載されてますが、ここにですね取外し機器の一部保管とかの記載が多分抜けてるんじゃないかな、もしくは、
1:24:32	記載がないのであれば、どういった意図で記載されていないのかってところをちょっとほかのところもやっぱ工事フロー疑問点ございますので、書面で回答する際に合わせてこちらについてもご回答をお願いいたします。以上でございます。
1:24:50	三菱原子燃料のタマノイです。拝承いたしました。なおご指摘いただきました1111 ページの図ト1-4 の中に取外しのフローはないというご指摘でございますが、設備関係として準備工事の方の工事フローとあります図ト10 の1 の方にですね、
1:25:08	工事フローは、とりあえず工事フロー付けさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。
1:25:17	規制庁タナベです。すみません、ちょっとページ数お願いできますか。
1:25:35	三菱原子燃料のタマノイです。ページ数ですけれども、1443 ページをご覧いただきたいと思います。
1:26:00	規制庁タナベです。ありがとうございます。他のところで準備工事の記載があることをこちらについては確認させていただきました。ありがとうございます。一応正式にも書面の方には記載をするようお願いいたします。
1:26:24	はい。
1:26:26	三菱原子燃料のタマノイです。拝承いたしました。
1:27:07	規制庁タナベです。少々お待ちください。
1:27:45	原子力規制庁ナガイです。この準備工事と、それから復旧工事というか、新たに新規制基準対応の工事の関係をちょっと確認したいんですけど、
1:28:02	ちょっと戻ってしまって申し訳ないんですが、先ほどのシリンダ洗浄棟の
1:28:08	107 ページの
1:28:14	設備を一時取り外すということで、その図がですね、109 すみません 112 ページの
1:28:25	図
1:28:27	1-1 で確認できないですという話をしたんですが、この図、これはシリンダ洗浄棟建物全体のまとめ表になってまして、この図とそれから、
1:28:44	今見て先ほど説明のあったのですと、多分 133 ページの
1:28:53	図イ準の1 っていうのがあって、これが準備工事なんですけど、この両者の図のちょっと繋がりの方の見方といいますかね、そこを教えていただき、説明していただけますでしょうか。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:18	三菱原子燃料のタマノイです。先ほどご参照いただきました、工事フローにつきましては、建物工事に関連する工事フローとなっております、建物工事今回シリンダー洗浄棟を建物工事としまして、鉄扉の改修とかですね、
1:29:35	改修工事がございますので、建物に関連するところは、先ほどの方のページ107ページの方の図のほうに記載しております、それとは別にですね、準備工事として取り外す対象の設備につきましては、別途、別の章としまして、
1:29:58	135ページの方ですね、3ページのほうに記載していると、いうふうに仕分けをさせていただきます。
1:30:11	原子力規制庁ナガイです。そうするとですね、わかりました。
1:30:21	基本的にはこれは準備工事が、その建物の中にある、いわゆるウラン回収設備、シリンダ洗浄装置ということですね、ウラン回収設備なので、確か建物の
1:30:35	附属設備、いわゆる非常用設備とは分けて設備として、
1:30:42	準備工事で今回撤去するというと、要するに関係は、
1:30:48	この図イ
1:30:51	1-1と図イ
1:30:54	準の1というのは、直接リンクはさせていないという
1:31:00	ことで、この申請書がつくり込まれているという理解でよろしいですか。
1:31:11	三菱原子燃料のタマノイです。
1:31:14	そのご理解で結構でございます。
1:31:18	はい、原子力規制庁ナガイです。理解しました。
1:31:49	原子力規制庁ナガイです。本日個別に確認しようと思ってた事項は以上になりますけれども、前回の
1:32:02	面談ですね、いろいろインターロックについてはきちんと整理して説明してくださいということで、本日の面談資料についても、いろいろご検討いただいた内容を報告していただいておりますけれども、
1:32:19	ちょっと我々の方でも、全体ですね、まだ例えば外部電源喪失時のDGの起動後ですね、排風機の起動とかですね、シーケンス
1:32:35	インターロックと言えいいんですかね。そういう説明がないとなかなか全部は見きれないので、まずは皆さんの方でよくこのインターロック整理表を見ていただいて、本日の面談の中でも確認のあったように、
1:32:52	インターロックの設定値についてはもう随分と事実確認とか面談でコメントして理解していったその設定値の考え方を理解していただけてきたと思っておりますけど、

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:07	警報については、いろいろ動作する機器がない部分ですね、その警報が鳴ったときの人間がどう対応するのかという、その時間的なものも含めて、どのレベルといたしますかね、水位だったら、
1:33:24	どのレベルで警報を鳴らすのが、発報するのが適切なのかというような、そういう観点も含めて、よくこの整理表を再確認していただいて、次回以降ですね、面談で、もしくは補正の中で、
1:33:41	停電時の動作も含めてですね、
1:33:46	いろんなこういう設定値がきちんと整理されて、認可を受けようとする仕様表であるとか、インターロック図に反映されているかどうかをよく社内の方でチェックして、
1:34:00	補正なりにするようにしてください。
1:34:16	三菱原子燃料のテラヤマです。承知いたしました。
1:34:28	はい。規制庁アリタです。本日こちらからの指摘は以上になります。
1:34:34	MNFの方が何かございますでしょうか。
1:34:43	MNFからは特にございません。
1:34:47	規制庁アリタです。承知しました。それでは本日の面談をこれで終了したいと思います。はい、お疲れ様でした。

※1 時間は会議開始からの経過時間を示します。